

ダウンロード

○府中市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年9月29日条例第25号）

○府中市乳幼児等医療費支給条例

昭和48年9月29日条例第25号

〔注〕平成4年から改正経過を注記した。

改正

昭和49年10月14日条例第45号
昭和50年10月20日条例第42号
昭和59年11月22日条例第25号
平成4年9月30日条例第21号
平成6年9月30日条例第25号
平成7年3月30日条例第3号
平成7年6月28日条例第16号
平成8年10月1日条例第17号
平成9年9月29日条例第22号
平成10年6月24日条例第20号
平成12年12月25日条例第45号
平成13年3月27日条例第6号
平成14年9月27日条例第25号
平成15年12月24日条例第50号
平成16年6月28日条例第56号
平成18年9月29日条例第26号
平成20年3月31日条例第10号
平成26年9月16日条例第26号

府中市乳幼児等医療費支給条例

題名改正〔平成7年条例16号・10年20号・20年10号〕

（目的）

第1条 市は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。

一部改正〔平成8年条例17号・10年20号・20年10号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児」とは、出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「乳幼児等」とは、出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。
- (4) 「乳幼児等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第4号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

全部改正〔平成7年条例16号〕、一部改正〔平成8年条例17号・9年22号・10年20号・13年6号・16年56号・20年10号〕

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、府中市の区域内に住所を有する乳幼児等（国民健康保険法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、府中市を転出するものを含む。）を養育している者で、当該乳幼児等が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、府中市に住所を有することとなった乳幼児等を養育している者は、受給資格者としな

い。
全部改正〔平成8年条例17号〕、一部改正〔平成10年条例20号・12年45号・20年10号〕

(所得制限)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から12歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児等を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

追加〔平成8年条例17号〕、一部改正〔平成10年条例20号・13年6号・16年56号・20年10号・26年26号〕

(受給資格の認定)

第4条 乳幼児等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して、乳幼児等医療費受給者証を交付するものとする。

一部改正〔平成8年条例17号・10年20号・20年10号〕

(給付の額)

第5条 乳幼児等医療費の給付は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（乳幼児等のうち乳幼児以外の者については、入院及びその療養に伴う世話その他看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。）において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

(3) 第6条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

一部改正〔平成6年条例25号・7年3号・10年20号・13年6号・16年56号・18年26号・20年10号〕

(一部負担金)

第6条 受給者は、乳幼児等が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、乳幼児等が同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関において医療を受ける際、支払うことを要しない。

（1） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

（2） 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、乳幼児等が柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

追加〔平成16年条例56号〕、一部改正〔平成18年条例26号・20年10号〕

（支給の方法）

第7条 乳幼児等医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は、乳幼児等医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、受給者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し乳幼児等医療費の支給があったものとみなす。

一部改正〔平成10年条例20号・14年25号・16年56号・20年10号〕

（乳幼児等医療費の支給の制限等）

第8条 受給者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度内において乳幼児等医療費支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した乳幼児等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

一部改正〔平成10年条例20号・16年56号・20年10号〕

（受給権の担保等の禁止）

第9条 乳幼児等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

一部改正〔平成10年条例20号・16年56号・20年10号〕

（規則への委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例56号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

一部改正〔平成15年条例50号〕

（上下町の編入に伴う経過措置）

2 上下町の編入の日前に給付事由の生じた上下町区域の乳幼児医療費受給資格者に係る医療費の給付については、乳幼児医療費支給条例（昭和48年上下町条例第32号）の例による。

追加〔平成15年条例50号〕

附 則（昭和49年10月14日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年10月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年11月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成4年9月30日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

（受給資格に関する経過措置）

2 この条例の施行前に受給資格を有する者は、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第25号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第3条の2の規定は、平成7年6月分からの乳児の医療に関する給付から適用する。

附 則（平成8年10月1日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

（受給資格に関する経過措置）

2 この条例による改正後の府中市乳児医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条の2の規定は、平成8年10月1日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、施行日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

3 施行日において現に受給資格の認定を受けている者で新条例第3条の2の規定に該当するもの及び施行日前に受給資格の認定を申請し、前項の規定により認定を受けた者で新条例第3条の2の規定に該当するものについては、養育している乳児が0歳児の場合にあつては当該乳児が0歳児の間、養育している乳児が1歳児の場合にあつては当該乳児が1歳児の間、受給資格を有するものとする。

附 則（平成9年9月29日条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の（中略）府中市乳児医療費支給条例第2条（中略）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月24日条例第20号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、平成10年8月1日から施行する。

2 （前略）第3条の規定による改正後の府中市乳児医療費支給条例第2条第5号（中略）の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年12月25日条例第45号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月27日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市乳幼児医療費支給条例の規定は、施行日以後の医療に関する給付について適用し、施行日前の医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第25号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第50号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市乳幼児医療費支給条例第5条及び第6条の規定は、平成16年10月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の府中市乳幼児医療費支給条例による医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の府中市乳幼児医療費支給条例による医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月16日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、受給資格者が、この条例の施行の日から平成27年5月31日までの間に受けた医療に係る乳幼児等医療費の給付については、なお従前の例による。